

善通寺市キャッシュレス決済システム「ゼンツウジペイ」利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、善通寺市（以下「市」といいます。）が提供するキャッシュレス決済システム「ゼンツウジペイ」（以下「ゼンツウジペイ」といいます。）及びゼンツウジペイを利用して発行されるデジタル地域通貨の利用に関し、利用者の遵守事項並びに市及び利用者の権利義務関係について定めるものです。

(定義)

第2条 本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「デジタル地域通貨」とは、市が本アプリを通じて利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される商品券、ポイント、及びマネーであって、利用者が加盟店において対象取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (2) 「本アプリ」とは、ゼンツウジペイを利用するために使用するスマートフォン向けの専用アプリケーションです。
- (3) 「利用者」とは、ゼンツウジペイを利用し、又は利用しようとする者をいいます。
- (4) 「加盟店」とは、利用者がデジタル地域通貨を使用できる店舗、施設等として市が登録するものをいいます。
- (5) 「利用者端末」とは、ゼンツウジペイの利用において利用者が使用するスマートフォン等の機器の総称です。
- (6) 「対象取引」とは、デジタル地域通貨の付与及び使用の対象となる利用者と加盟店との間の商品購入、サービス提供等の取引です。
- (7) 「ID」とは、ゼンツウジペイにおいて、利用者を識別するための符号で、利用者自身が登録したもののほか、利用者端末に割り当てられた符号を含みます。
- (8) 「記録情報」とは、ゼンツウジペイに記録された対象取引の情報、利用者が本アプリを使用するために登録した情報及びデジタル通貨の残高等の情報のことをいいます。
- (9) 「利用契約」とは、本規約に基づき、利用者と市との間に成立する契約です。

(利用契約)

第3条 利用者は、ゼンツウジペイの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、市所定の方法により、利用を申込みます。なお、市に対して申込時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確認するものとします。

- 2 利用者が前項の申込を行い、ゼンツウジペイを利用するための登録が完了した時点で、利用者と市との間に利用契約が成立するものとします。
- 3 市は、第1項に基づく申込について、ゼンツウジペイの運営に支障があると判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
- 4 利用者は、申込内容又は申込後の登録情報に変更がある場合、市所定の方法に従って、変更手続を行うものとします。

(規約の変更)

第4条 市は、次の各号の事情により、本規約を変更できるものとします。

- (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
- (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
- (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更
- (4) その他、前各号に準ずる事情

2 市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30日以上前に利用者に通知します。ただし、利用者に不利な変更を含まない場合、又は緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更できるものとします。

3 利用者は、前2項の変更に異議がある場合、第6条第1項に基づき、利用契約を終了させることができます。なお、利用者が当該変更後も利用契約を終了させない場合は、当該変更を承諾したものとみなします。

(通知)

第5条 本規約に関する通知は、書面、電子メール、又は本アプリに掲載する方法により行います。なお、当該通知は市がゼンツウジペイの運営を委託した事業者を通じて行われる場合があります。

2 前項の通知は、利用者が市に届け出た住所への送付、電子メールアドレスへの送信、又は本アプリへの掲載時点をもって、完了したものとします。

(利用契約の終了)

第6条 利用者は、市所定の方法で市に通知することにより、利用契約を終了させることができます。

2 利用契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への通知なく終了します。

- (1) 利用者が本規約に違反し、相当な期間を定めて催告しても、その期間内に是正されない場合
- (2) 利用者と3ヶ月以上連絡がとれない場合
- (3) 市がやむを得ない事由によりゼンツウジペイの提供を終了する場合

3 利用契約が終了した場合、利用者は、ゼンツウジペイを利用できません。

(デジタル地域通貨の使用)

第7条 利用者は、デジタル地域通貨1単位あたり1円相当の割合で、対象取引における支払に代えて、デジタル地域通貨を使用できます。

2 デジタル地域通貨により決済した対象取引について、商品不良、サービスの不具合により、対象取引が正常に完了しなかった場合、加盟店の判断により、デジタル地域通貨の返還等の対応がされることがあります。

3 デジタル地域通貨を決済に使用できる対象取引の範囲等については、市が定めます。

(ID等の管理責任)

第8条 利用者は、IDを第三者に貸与することはできません。

2 利用者は、ID及び当該IDに設定したパスワード（以下「ID等」といいます。）を自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID等の盗用を防止する措置を行うものとします。

（記録情報の確認）

第9条 利用者は、本アプリでの表示、その他市が指定する方法により、記録情報を確認することができます。

（費用負担）

第10条 利用者は、次の費用を負担するものとします。

- (1) 利用者端末の取得及び利用に関する費用
- (2) 市がゼンツウジペイを通じて提供するサービスのうち、有料サービスの利用料金
- (3) ゼンツウジペイを利用するための通信費、交通費、その他の実費
- (4) その他、ゼンツウジペイを利用するための費用

（禁止事項）

第11条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者端末の変形、破損等のおそれがある取扱
- (2) 市又は第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 記録情報の改ざん
- (4) ゼンツウジペイに関連するシステムへの不正なアクセス及び当該侵害行為を助長する行為
- (5) ID等の不正使用
- (6) 法令又は公序良俗に反する行為
- (7) 前各号のほか、ゼンツウジペイの運営に支障をきたす行為、又はそのおそれがある行為

（ゼンツウジペイの提供中止）

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、ゼンツウジペイの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 利用者が本規約に違反した場合
- (2) 利用者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 利用者が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、ゼンツウジペイの提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

（市の責任）

第13条 市は、ゼンツウジペイに関し、市の故意又は重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が被った損害を賠償します。

2 市は、次の各号に関連する損害、又は逸失利益、間接損害、特別損害若しくは弁護士費用については責任を負いません。

- (1) 通信障害、システム障害等
- (2) 記録情報の正確性・真正性
- (3) ID等の不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
- (4) 利用者端末の故障、紛失、盗難
- (5) ゼンツウジペイの利用の結果
- (6) 第三者による商品・サービスの提供等
- (7) 利用者又は第三者の故意又は過失
- (8) ゼンツウジペイの提供条件の変更、前条に基づく提供中止
- (9) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力

3 対象取引については加盟店の責任において提供されるものとし、市は責任を負いません。

(個人情報の取扱い)

第14条 市は、利用者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び市のプライバシーポリシーに従って、厳重に管理します。

2 利用者は、市がゼンツウジペイに係る業務を市が指定する第三者に委託する場合において、市及び受託者が必要な措置を講じた上で、個人情報を受託者に提供し、受託者が市の指定する業務の範囲内で個人情報を使用することに同意するものとします。

(知的財産権)

第15条 ゼンツウジペイに関する知的財産権は、市又は市が指定する第三者に帰属します。

(準拠法・合意管轄)

第16条 本規約は、日本法に準拠します。

2 本規約に関する訴訟については、善通寺市役所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和6年8月19日制定

問い合わせ先

〈ゼンツウジペイ事務局〉

コールセンター：0570-07-7999

平日 9:00～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）